

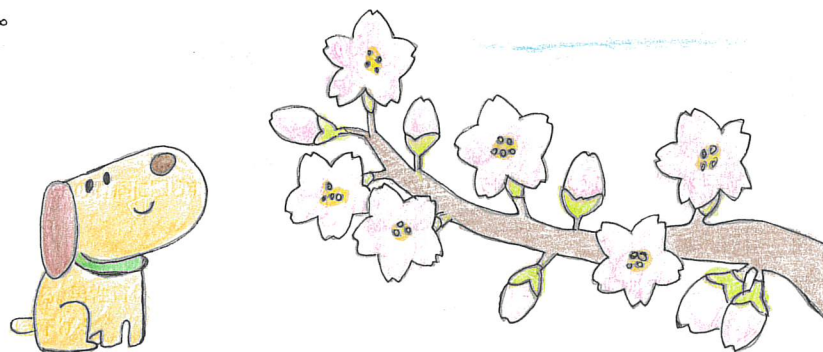
男性の育休取得率公表義務化、拡大へ

現在、従業員が1000人超の企業には、男性労働者の育児休業取得率の公表が義務付けられています。

政府は、上記の基準を従業員300人超の企業に拡大する他、100人超の企業には男性育休取得率の目標値を設定し、公表を義務付ける等を盛り込んだ改正法案を閣議決定しました。公表の義務を拡大することで、取得率向上を図りたいとのことです。

その他、テレワークの環境整備の努力義務、看護休暇の取得対象の理由・年齢の拡大など、子育てをしやすい職場環境づくりのための措置が盛り込まれています。

育休を取得しやすい環境づくりは、優秀な人材の確保や企業のイメージアップにも直結しますので、大変重要な取り組みではありますが、政府の目標と実際の現場とでは、まだまだ溝は深いようにも思えます。また、実態として、子育てのための有意義な育休で「あつと思える取り方」ができるといいなと思います。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。